

生協制度見直し検討会	
第5回 (H18.10.18)	参考資料

第4回生協制度見直し検討会議事録

日 時：平成18年9月27日（水）10:00～12:00
場 所：厚生労働省17階 専用第18・19・20会議室
出席委員：清成座長、大塚委員、小川委員、品川委員、土屋委員、山下委員、吉野委員
議 題：（1）購買事業の現状と見直しについて
（2）その他

○清成座長

定刻になりましたので、ただいまから第4回生協制度見直し検討会を開催させていただきます。

初めに委員の出席状況について事務局から説明をお願いいたします。

○千田課長補佐

本日は朝早くからお集まりいただきましてまことにありがとうございます。委員の出欠状況でございますけれども、本日は委員全員が御出席でございます。よろしく願いいたします。

○清成座長

それでは早速議事に入ります。本日は購買事業の現状と見直しに関する議論を行うということになるわけでございますが、まず前回の議論の確認のため、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

○花咲課長補佐

それでは御説明させていただきます。資料1をごらんください。事務局の責任で前回の御議論をまとめたものでございます。御意見等ございましたら、後ほどの議論の中でも、後日でも結構ですので、事務局の方へお寄せいただきたいと思います。

まず1、生協共済と保険の異同についてでございます。そもそも生協共済と保険は異なるべきである、あるいは異なるとする御意見に対し、生協共済と保険は基本的には同じであるとする御意見や、協同組合の二面的な性質から、規模が大きくなるにつれ、対外的には保険会社と同様になるとの御意見がございました。

2、契約者保護に係る規制の要否に関する御議論でございます。協同組合の特性は、保険業法などに見られる契約者保護という観点とは融和しないのではないかという御意見の一方で、生協共済についても、そのリスクの大きさから何らかの規制が必要であるとの御意見や、保険と生協共済の競争条件を対等にすることが基礎的条件であるとの御意見がございました。

2ページでございます。3、契約者保護のための規制を課す場合に、程度の違う規制をどのように振り分けるかについての基準について、規制の振り分けの座標軸としては少額かどうかや、実質的自治が機能しているかどうかがあるとの御意見や、生協らしさがどこまで保持できているかで判断すべきとの御意見がありました。

個別の論点について、兼業規制のあり方に関する御議論がございました。生協は単位組合も連合会も兼業を行っており、完全な兼業禁止は困難であり、むしろ区分経理や明確な分離勘定を導入すべきであるとの御意見がございました。また、農協では信用事業と他の事業の兼営が認められているが、いろいろな方法で問題が生じないようにしているとの御紹介がございました。一方、金融事業の性格からは、兼業可能とするのに協同組合の特性だけでは説明がつかないのではないかとの御意見がございました。

以上でございます。

○清成座長

どうもありがとうございました。今の時点で何か御意見がございましたら、いかがでしょうか。

時間も限られておりますので、何かございましたら、後ほど議論の際でも結構ですし、あるいは事務局の方に御連絡をお願いいたします。

引き続き、購買事業の現状及び見直しについて、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○花咲課長補佐

引き続き私から資料の御説明をさせていただきます。

資料2、購買事業の実態について御説明いたします。まず目次をごらんください。本資料の構成でございますが、1として小売業全体の状況、2が生協の購買事業の状況に関するデータとなっております。それぞれについて傾向を比較できるよう、いくつかのデータに関しては同種のデータを御用意しております。3では、生協と一般スーパーを経営分析指標ごとに比較しております。さらに4で、生協における食品の安全に対する取り組みを御紹介するとともに、5として、生協に対する組合員の期待について御紹介する予定であります。

早速ですが、小売業の全体状況について御説明させていただきます。1ページをごらんください。小売業における年間商品販売額の推移をお示しした資料でございます。年間商

品販売額は平成9年度をピークに減少しております。

2ページでございます。従業員数規模別に事業所数の構成比の推移をお示したものでございます。青い線で示した従業員1～2人の事業所の占める割合が減少している一方で、従業員5人以上の事業所については増加傾向にございます。

3ページでございます。従業員数規模別年間商品販売額の構成比の推移をお示したものでございます。従業員数4人以下の事業所が占める割合が減少する一方で、10人以上の事業所の占める割合は増加しております。特に小売業年間商品販売額に占める従業員10人以上の事業所における年間商品販売額の割合は、平成16年度には18.2%まで増加しております。

4ページでございます。業態別に年間商品販売額の推移をお示したものでございます。百貨店は減少傾向にあり、総合スーパーがほぼ横ばいとなっている中で、食料品スーパーやコンビニエンスストアの年間商品販売額が増加していることがおわかりになるかと思えます。右上に参照としてお示した番号は、後に出てまいります生協に関する同種の資料の番号でございます。適宜御参照いただければと思います。

5ページをごらんください。売り場面積規模別事業所数の推移に関する資料でございます。売り場面積1000㎡未満の事業所数は減少する一方で、1000㎡以上の事業所数は増加しております。

6ページでございます。売り場面積規模別に1㎡当たりの年間商品販売額の推移をお示したものでございます。すべての売り場面積規模で減少しておりますが、特に3000㎡以上の店舗における1㎡当たりの年間商品販売額の幅が大きくなっております。

続きまして、2、生協の購買事業の状況でございます。7ページでございます。生協の事業所数は徐々に減少しておりますが、会社の事業所数はおおむね横ばいで推移しております。

続く2ページは、いずれも第1回検討会で提出させていただいた資料を再提出させていただいたものでございます。8ページでございますが、生協の購買事業高は平成7年度をピークに減少しております。また、9ページは購買生協の経常剰余率の推移をお示したものでございます。

10～13ページは購買事業を行う生協について、組合員数規模別に赤字組合、黒字組合の数をお示した資料でございます。まず10ページをごらんください。購買事業を行う生協について組合員数規模別に単年度で見た赤字・黒字別の組合数を見ますと、おおむね組合員数が多いほど赤字組合の数が少なくなっております。また、11ページは地域生協と職域生協別に見たものでございますが、地域生協の方が赤字組合の割合が高くなっていることがおわかりになるかと思えます。

12、13ページは累積での赤字・黒字状況についてお示したものでございます。累積で見た場合には単年度と比べて赤字組合数が増加しますが、傾向としては組合員数が多いほど赤字組合数が少なくなっているかと思えます。

14ページをごらんください。生協が行う店舗事業と共同購入事業を各種指標により比較したものでございます。供給高で見ますと共同購入事業の割合が大きくなっているものの、店舗事業も依然として全体の約4割を占めております。

15ページでございます。地域生協の取り扱い商品の構成について見ますと、食品が約8割を占めており、生鮮品等だけで5割強となっていることがおわかりになるかと思えます。

16、17ページは日本生活協同組合連合会の会員のうち福祉事業を行っている生活協同組合について、その兼業状況とあわせて事業ごとの経常剰余率をまとめたものでございます。16ページですが、グループ①として、購買、福祉、共済の3事業すべて実施している生活協同組合に関する資料でございます。共同購入事業や共済事業の経常剰余率がプラスであるのに対して、店舗事業や福祉事業ではおおむねマイナスとなっていることがおわかりになるかと思えます。

17ページでございます。グループ②としまして、購買事業と福祉事業のみを行っている生協について見ますと、福祉事業で見た経常剰余率がマイナスの組合の割合は少なくなっております。また、グループ③として、共同購入事業と福祉事業のみを行う生協に至りましては、福祉事業で見た経常剰余率がマイナスの組合は2組合のみとなっております。

18ページ以降は、生協が行う購買事業を店舗事業に限ってそのデータをお示したものでございます。業態別に年間商品販売額の推移を見ますと、総合スーパーはほぼ横ばいであるのに対して、食料品スーパーの年間商品販売額は増加しております。

19ページでございます。店舗面積規模別に店舗数の構成比をお示したものでございます。総合スーパーや食料品スーパーといった業態別の全体像や、スーパー個社など主として購買事業を行う地域生協、称して地域購買生協を比較しております。お示ししてありますA～Eという個社との比較は、A～C社はそれぞれ業績が異なる関東地方を中心に食料品スーパーを展開する企業、また、D社、E社は全国に総合スーパーを展開する企業のデータでございます。地域購買生協の有する店舗の面積規模別構成比は、食料品スーパーに近い構成になっているかと思えます。

20ページでございます。今ごらんいただきました地域購買生協の店舗面積規模別店舗数を推移で見たものでございます。日生協会員の地域購買生協について見ますと、小売業全体における傾向と同様、店舗面積が1000㎡未満の店舗数は減少しております。また、地域購買生協においては1000㎡以上3000㎡未満の店舗数は増加しているものの、3000㎡以上の店舗数は近年減少しており、3000㎡以上の店舗数も増加している小売業全体とは若干傾向が異なっております。

21ページでございます。地域購買生協について店舗の面積規模別に1㎡当たりの購買事業高の推移をお示ししております。小売業全体と同様に、すべての店舗面積規模において購買事業高は減少しており、地域購買生協の場合は特に1000㎡未満の店舗に関して減少幅が大きくなっております。

22～25ページは、業績が好調な店舗と不振な店舗について、日本生活協同組合連合会か

らいただいた事例をそれぞれ2店舗ずつ御紹介しております。まず22ページのA生協a店でございますが、業績が好調な理由として、売り場面積を拡張し、品ぞろえをよくすることで組合員のニーズへ積極的に対応してきたことが挙げられております。

23ページのB生協b店も、店舗の拡張については同様でございますが、生鮮部門に力を入れていた点が好調の理由として挙げられております。

一方、不振な店舗の例でございますが、24ページ、C生協c店でございます。不調の原因として、生鮮品の鮮度や品ぞろえについて問題があるという点が挙げられております。

25ページ、D生協d店でございますが、こちらは立地上の課題や、他の事業者との競争が理由として挙げられております。

26～30ページは、地域生協と一般スーパーを各種経営分析指標により比較したものでございます。(1)安全性に関する指標について比較したものが26、27ページでございます。まず26ページ、流動比率でございます。流動比率は、1年以内に資金化できる流動資産と、返済しなければならぬ流動負債の比率でございますが、この数値が低いと借入れを行う必要が出てまいります。この流動比率について見ますと、地域購買生協は一般スーパーよりも総じて高くなっております。

27ページでございます。固定比率でございます。固定比率は、固定資産と資本の比率でございます。この値が100以下の場合には保有する固定資産が自己資本の範囲内であることを示しております。固定比率について見てみますと、地域購買生協は一般スーパーよりも総じて低くなっております。

28ページは、効率性に関する指標として使用総資本回転率について比較したものでございます。使用総資本回転率は、総事業高を総資本で除したものであり、この値が高いほど効率よく資金を使っていると言えるものでございます。この指標で比較しますと、地域購買生協は一般スーパーと比べて総じて低くなっております。

(3)収益性に関する指標について比較したものが29、30ページでございます。まず29ページでございますが、売上高経常利益率に関する比較でございます。売上高経常利益率は、事業を行った結果生じた利益に関する指標でございます。地域購買生協は一般スーパーと比較しますと総じて低くなっております。

30ページは収益性に関するもう一つの指標として、労働分配率について比較したものでございます。労働分配率は、収益に対する人件費の割合を示したものでございまして、地域購買生協は一般スーパーと比較しますと若干高めとなっております。なお、グラフの左側にあります四角の中に、店舗事業と共同購入事業の別に労働分配率をお示ししております。店舗事業における労働分配率が高いことがおわかりになるかと思えます。

31～33ページは、生協における食品の安全のための取り組み等についてまとめたものでございます。まず31ページでございますが、生協による食品の安全のための取り組みについてまとめております。地域購買生協が組合員による食の安全に関する学習の場等を提供し、組合員の意見などをくみ上げ、一方、連合会は、会員生協や自らがくみ上げた組合員

の意見を踏まえて、商品検査の実施等による安全な商品の開発を行い、それを会員生協に供給し、さらには、会員生協は各組合に提供するという形で食品の安全のための取り組みが行われています。商品検査や生協のプライベート商品の開発等に関する取り組みの内容や、そのために要している経費を御参考までにお示ししております。

32ページ、商品で見る食品の安全に関する生協の実績でございます。各生協のプライベート商品は、公害問題や有害食品問題等の時代背景を受け、組合員のニーズを生かし、低価格で優良な品質のものを提供することを目的として開発されております。ここでは生協のプライベート商品の一部を御紹介しております。

34～36ページは、生協に対する組合員の期待と評価に関する資料でございます。まず34ページでございますが、組合員が生協に対して何を求めているかを組合員アンケートから探りますと、食品の鮮度や商品の質や、食品の安全性強化や情報提供がともに6割強となっており、次いで食品の低価格化、品ぞろえの充実等が続いております。

35、36ページは、組合員の生協の購買事業に対する評価をまとめたものでございます。食品の安全性や生鮮品の鮮度に対する評価は、食料品の品ぞろえや商品の価格に対する評価よりも高くなっております。そのうち食品の安全性や生鮮品の鮮度について、店舗事業と共同購入事業のそれぞれについて見ますと、いずれも店舗事業の方が高くなっております。また、共同購入事業については、配送される便利さの満足度が約7割と非常に高くなっております。

続きまして資料3をごらんください。こちらは第1回検討会において生協の破綻事例について御質問等がございましたのでまとめさせていただいた資料でございます。

1ページでございます。日生協会員生協のうち平成2～17年度までに組合の解散を理由に同会を脱退した生協の数を、生協法に定めます解散事由別に分類したものでございます。第1回検討会で品川委員より、解散事例の多くを占めていると御紹介いただきました職域生協の解散は、全体で69組合となっております。また、地域生協の合併による解散は90組合となっております。さらに、職域と地域を合わせまして組合の合併による解散以外の解散が103組合となっておりますが、そのうち2組合を除く101組合については経営状況の悪化による解散であるとのことでございます。

2、3ページは具体的な破綻の事例として、財政状況が悪化した後の処理方法別に破綻事例を御紹介しております。まず2ページでございますが、財政破綻に陥り、その後解散したケースを法的整理によるものと任意整理によるものに分けてお示ししております。1の法的整理による解散としては、破産法に基づく破産処理が行われたものとして、具体的には由利生協などの例がございます。一方、任意整理により解散したケースについては、単に任意の解散を行った大日本インキ生協、これは職域生協でございますが、の例などがございます。また、解散前に同じ県内にある比較的経営規模が大きく経営状態が安定している生協に事業譲渡をした後解散したものとして、高崎市民生協のような例がございます。

3ページでございます。こちらは財政破綻に陥った後再建したケースを、法的整理によ

るものと任意整理によるものに分けてお示ししております。法的整理による再建としましては、当時の和議法に基づき再建した釧路市民生協の例がございます。また、法律上の再建手続によらずに再建する場合には、日生協が会員生協と合わせて資金を拠出しておつくりになった連帯基金により資金を貸し付けたり、他の生協からの人的支援を受けたりして再建を行っているとのことでございます。

4 ページでございます。財政状況が悪化した際の行政庁のかかわりをお示ししております。組合の財政状況が悪化し、破綻する場合には、組合が自主的判断により総会議決や合併等を事由とする解散を行うこととされております。この際、一定の場合については行政庁の解散認可が必要とされております。次に、生協の会計経理が著しく不適正な場合等には、行政庁が報告徴収や検査を行うことが可能とされており、場合によっては組合に対して必要な措置をとるよう命令したり、事業停止を命ずることが可能とされております。

5 ページでございます。合併と事業譲渡の際について図示したものでございます。合併と事業譲渡の際は、合併が合併当事者間において権利義務を包括承継させるものである一方、事業譲渡は権利義務を契約に基づき個別承継させるものであることが大きな違いとなっております。

続きまして資料3の参考資料として別冊の資料を配付させていただいております。こちらの資料は破綻した個別の生協に関する資料でございますので、委員限り配付とさせていただきます。なお、検討会終了後回収させていただく予定でございますので、よろしくお読みいただきます。詳しくはお読みいただきたいと思いますが、中をござらんいただきますと、破綻した組合の組合員数規模がさまざまであることや、地域生協について見た場合、生協によっては財務がずさんだったために経営状況が悪化した組合や、破綻に至る過程において数年間にわたる粉飾決算が発覚した組合もあることがおわかりになるかと思えます。また、職域生協については、生協という組織形態での事業継続が不要との判断のもと解散した例もあるようでございます。

続きまして資料4、生協間の関係についてでございます。こちら第1回検討会でお尋ねがございましたことから準備させていただきました。

まず1ページでございます。都道府県別生協加入者の状況としまして、1人の組合員がいくつの生協に加入しているかをお示したものでございます。例えば東京では、複数生協加入率が約2割となっていることがおわかりいただけるかと思えます。

2ページでございます。例として東京都内の主として購買事業を行う生協の事業実施状況をお示したものでございます。事業実施区域の範囲や、店舗事業と共同購入事業の比重等において、生協ごとにそれぞれ特色を有しております。こうしたことから、生協はお互いに競争関係にあると言えると同時に、補完関係にあるとも言えるのではないかと考えております。

3ページでございますが、東京都内の生協店舗の分布を御参考までにお示ししております。

続きまして資料5、購買事業等に係る規制の見直しについてでございます。第3回で御議論いただきました共済事業に係る制度の見直しと同様、本日の御議論のたたき台としていただくべく改正の方向性について一案をお示ししております。あくまでもたたき台でございますので、後ほどいろいろな御意見をいただければと思っております。なお、本日御議論いただきたい論点としましては、員外利用規制に関するものと、県域規制に関するものの2つがございます。

1ページからが員外利用規制に関する資料でございます。2ページをごらんいただきたいと思っております。員外利用規制について御説明しております。員外利用規制とは、組合が組合員以外の者にその事業を利用させることができないとする規制でございます。生協法では員外利用は原則禁止されており、厚生労働省令で定める場合を除き、行政庁の許可がなければ員外利用させることはできないとされております。許可がなくても員外利用が可能な場合としては、自賠責共済契約を締結している場合に、契約の対象たる自動車が組合員以外に相続された場合等のみが規定されております。

3ページでございます。生協法上、員外利用の禁止、許可制度が設けられた経緯についてお示ししております。

4ページでございます。こちらの表は、生協法と他の協同組合法に定められた組合員資格を比較したものでございます。生協は、地域生協であれば、一定の地域内に住所を有する者であって、定款で定める者、職域生協であれば、一定の職域内に勤務する者であって、定款で定める者が組合員となることができるとされております。一方、農協では農業者、事業協同組合では組合の地区内で事業を行う小規模事業者で、定款で定める者が組合員となり得るとされております。

5ページでございます。生協法上、員外利用が認められる場合をまとめております。①行政庁の許可なく員外利用が可能とされております省令で定める場合、先ほど申し上げましたように、現在、自賠責の関係のみが認められております。これに関しては利用限度額についての定めは特にございません。②行政庁の許可を得た場合がございます。どのような場合に許可を受けることができるかについては通知で定められており、利用限度についても通知で規定されております。なお、購買事業に係る員外利用許可については、商業調整規定がございます。

6ページをごらんください。員外利用許可制度の有無と主な利用限度についてまとめたものでございます。許可により員外利用を認めるとする許可制度は生協法にしかございません。ただし、これは許可制度の有無についてまとめたものでございまして、農協法等においても原則として組合員が事業を利用する者であり、一定の場合に例外的に員外利用が認められるという考え方をとっていることに違いはございません。また、利用限度ですが、農協は事業協同組合においては原則として組合員の利用分量の100分の20以内とされておりました。その他、例えば農協の場合には、老人福祉事業については100分の100以内であればよいなどとされております。なお、農協や事業協同組合については、員外利用が可能

な場合や、その場合の利用限度に関して法令上定めが置かれております。

7ページでございます。生協の員外利用に関して定められております利用限度について、その設定がないものと、おおむね5分の1以内とされているものに分けた上で、具体的な許可事由をお示ししております。

8ページでございます。員外利用規制の見直しに関して、方向性の案をお示ししております。生協は一定の地域または職域による人と人との結合体であり、組合員の相互扶助組織という性格を有しております。その一定の地域や職域で結びついた組合員のみを対象としている点が、生協が行う購買事業や共済事業と、その他の小売業や保険業とは異なる点でございます。次に、生協をめぐる状況の変化がございます。生協をめぐるのは災害時の緊急物資供給など、組合員以外に対する活動ではあるものの、社会に貢献することが求められている場面が増加しております。

こうしたことを踏まえて改正の方向性でございますが、生協が農協や事業協同組合とは異なり、自然人一般が結合した相互扶助組織であることから、現行の員外利用の禁止、許可制度を引き続き維持することとしてはどうかと考えております。また、員外利用が例外的に認められる場合については、法令上個別具体的に限定して定めることとしてはどうかと考えております。さらに、許可により員外利用が認められる場合には、その利用限度を法令上定めることとしてはどうかと考えております。

9、10ページは、ヒアリングの際に出された員外利用規制に関する御意見や、員外利用が具体的に必要だとされた事例について添付させていただいたものでございます。

11ページをごらんください。もう一つの論点でございます。県域規制に関する資料でございます。

12ページでございます。県域規制について御説明した資料でございます。県域規制とは、職域生協でやむを得ない事情があるものや連合会を除き、組合は都道府県の区域を越えて設立することができないとする規制でございます。

13ページをごらんください。県域規制が存在するのは生協法だけでございます。農協や事業協同組合については、定款にその組合の地区を記載しなければならないとはされておりますが、その広さに関する規制はございません。

14ページでございます。県域規制が設けられた理由でございますが、法制定当時、昭和23年当時に中小商工業者との関係や、その適正規模の観点から設けられたものでございます。

15ページをごらんください。県域規制の見直しについて方向性の案をお示ししております。まず、生協が実施する購買事業をめぐる状況の変化がございます。法制定時からの状況の変化として、昭和23年当時は小売業者が中小零細事業者中心となっていた時代であるのに対し、現在ではチェーンストアが都道府県域を越えて全国的に展開しております。また、道路整備やモータリゼーションの進展に伴う変化がございます。例えば、県境を越えた隣県内に存在するとはいえ、そこが同一経済圏に属する場合、その店舗を利用したいと

いう組合員のニーズがあることや、効率的な事業展開に必要なエリアは現在では必ずしも都道府県域とは一致しないということがございます。さらに、生協の状況として、店舗事業は生協の中核事業の一つであり、生協が行う福祉活動は店舗の空きスペースを利用して行われていることなどにかんがみれば、生協が引き続き店舗事業を発展させていくことは意義あるものとなっております。一方、生協は一定の地域による人と人との結合体でございます。また、共済事業の兼業禁止の論点にも絡むのですが、現在のところ生協は購買事業や共済事業を兼業している場合が多くなってございます。この生協が実施する共済事業と保険業の相違点の一つは、一定の地域で結びついた限られた範囲の組合員のみを対象としているかどうかという点でございます。

こうしたことから改正の方向性としまして、例えば、主たる事務所の所在地である都道府県の接続都府県までといった、一定の範囲に限って都道府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できるようにしてはどうかという案をお示ししております。なお、次のページは県域規制に関するヒアリング時に出された御意見でございますので、適宜御参照いただければと思います。

以上でございます。

○清成座長

どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明について、御意見、御質問等ちょうだいするわけですが、実態面と規制の見直しと2通りあるわけですが、最初に購買事業の実態面で何か御質問等ございましたら、そこから始めたいと思います。いかがでしょうか。

小売業全体の中で生協のシェアというのはそんなに変わらなくて、安定的に推移してるんですが、小売業そのものが大分変わってしまっているということがあるわけですが。

吉野さん、小売業全体の売上げが低下してますよね。これは本当に低下してるのか、これはデフレの影響ですよ。だから数量的には低下してない可能性がありますよね。

○吉野委員

低下してないんじゃないかと思うんですけどね。

○清成座長

私もそう思うんですね。それと商業統計の癖がありますよね。把握率がどんどん低下してますよね。だから本当は小売業全体としては縮小してないんじゃないかと思うんですがね。

○吉野委員

かなり乱暴な断定だと思います、私も。

○清成座長

その辺を前提にしておかないと。というのは、生協がその他の業態に与える影響みたいな議論がどうしても出てきますよね。なかんずく、小規模事業に対する影響が出てきますよね。そういう場合にどう見たらいいのかというのは一つ論点になりますよね。

しかし、昔のように小規模企業が生協を脅威に感じなくなってきたということはあるんじゃないかな。

○吉野委員

競合関係としては、地域において主な競合相手であるという実態はほとんど存在しないんじゃないかと思うんですね。

○清成座長

いかがですか。何か御意見ございましたら。

○大塚委員

むしろ質問で、土屋委員にお聞きしたいんですが、農協の単協のものを売るという事業がありますね。それと生協を比較すると、規模とか実態、あるいは理論の上でどういう相違があるんでしょうか。

○土屋委員

農協の場合は購買事業で一番大きいのは農業関係の肥料とか、農薬とか、機械とか、そういうのがまずあって、それ以外に生活関係の購買がある。生活関係の中ではLPガスだとか、ガソリンとか、そういう関係が大きいです。Aコープという名前をつけて店舗事業だとか、組織購買があるんですけども、それはかなり地域差があって、すべてのJAが同じレベルでやってるということでもなくて、熱心なところとそうでないところとあるような状態です。

○大塚委員

競合は特にすることはないんでしょうか。

○土屋委員

生協と農協とということですか。場面ではあると思いますけれども、JAの方は何がなんでもそれをやらないといけないということじゃなくて、だめならば撤退する、ほかの生協さんなりスーパーさんが肩がわりしてる部分もあるんじゃないかと思います。

○山下委員

質問ですが、資料2の16ページ、17ページで、生協がどういう事業をやっているかのカテゴリーで経常剰余率が随分違うというのがあるんですが、全般的には店舗事業はほとんど赤。実際に生協にかかわっていらっしゃる方々、この店舗事業の将来というのをどういうふうに考えておられるのかということと、福祉事業については16ページのグループ①の方だと真っ赤なんだけども、17ページのグループ②とか③になると必ずしもそうでないと。その原因がどうなっていて、グループ①も将来ノウハウを蓄えていけば収益が改善していくことになるのかどうかとか、そのあたり、この分野は全く素人なものですから、どういう見通しなのかということのを教えていただければありがたいんですが。

○品川委員

一つは店舗事業の赤字問題ですけれども、経営指標の御説明が同じ資料の後段にございますが、効率性という点で他のスーパーとの関係で非常に効率が悪いという状況がございます。そこをどうシステム化しながら効率化を図っていくかということが大きい課題です。そういう点では店舗事業そのものとしての物流ですとか、情報ですとかいうことを含む一定地域での展開がまだまだ希薄だったり、まばらだったりすることも、効率性を上げる上では問題点の一つとしてあります。一方で無店舗事業が伸長しているわけですが、消費者の大多数に御利用いただく、あるいは生鮮食品を多様に御利用いただくということであると、やはり店舗というのが地域住民には必要な施設でもありますので、効率性回復などをしながら店舗事業についてどう全国で赤字克服できるかということのを大きいテーマにしてチャレンジしているところでございます。

それから福祉事業につきましては、実際に取り組んでいる生協は数の上ではまだまだ少ない。それぞれの規模自体が小さい規模で福祉事業が行われていて、その中で赤字の構造というのはかなり多くて、たまたまグループ①、②、③の関係で赤字の数ということになってますけれども、全体としては赤字の福祉事業が多いという状況です。加えて介護保険制度の制度変更等があった中で、そこをどうするのかというのが大きい課題なんです。事業の利用を拡張することと、購買生協でやっている場合には小売業と同じ人件費構造でやっているということが一方にあたりして、そんなことも含めて、私どもの言い方ですと、地域で食品の安全と共済の安全と福祉の安全、3つの安全で役に立つ存在になりたいと思って再建策等も検討しているところでございます。

○吉野委員

店舗事業なんですけれども、ここには出てないんだけど、スクラップの実績というのがどのくらいあるか。それから、経営の状況が悪化したときにスクラップするかどうかの基準を持っているかどうか。

○品川委員

スクラップして閉店するという数値は今ここに持っておりませんが、小売業全体の状況でも説明がありましたように、小規模の店舗では品ぞろえ等が今日の消費者の生活に合わなくて、食品を中心にする場合にも一定規模以上でないとニーズに応えられないという関係がありまして、特に小規模店舗を閉鎖して1000㎡とか1000数百㎡とかいうお店に切りかえていこうというふうに全体的に考えておりますが、赤字店舗の場合に閉鎖の基準というのはそれぞれの生協ごとに一応持っているところが多くなってきています。ただ、現実には生協のお店をつくる際に、そのお店の周辺の住民がお店を建設するために出資金を集めたり、地域で加入促進活動をお互いに進めたりというような、店舗を開設するための準備活動が周辺の消費者組合員の中でいろいろ行われて店舗がつけられるということが歴史的にはあるわけです。そうしますと、閉店基準になったからといって、そうやってお店をつくった方々からするとそれは困るという声が非常に強く起こって、そういう意味で、基準は持ちながら地域の方々に理解・納得いただく努力に大変エネルギーをかけながら、何とか御理解いただきながら、周辺にもう少し規模の大きいお店のできる立地を探しながらやっているというのが実態です。

○清成座長

今のお二方の御質問と関係するんですが、品川さんにお伺いしたいんですが、いわゆる株式会社の大規模小売店というのは開発輸入というのをやっていますね。例えば中国でつくらせて輸入するといったようなことを大いにやっていますよね。商店街の零細小売業はそれができませんからつぶれていくのは当然といえば当然なんですけども、生協の場合は開発輸入というのはおやりになっているのか、あるいはどの程度やっておられるのかということをお聞かせいただきたいんですが。

○品川委員

特に食品を中心にして、例えば中国で日本生活協同組合連合会流の農薬使用基準で農水産物を生産してもらう。あるいは中国の工場で、私どもから品質管理の担当者が現地に行って、工場の品質管理、衛生管理等についての指導も行いながら、現地で製品化して輸入するというのはいろいろございます。東南アジアでもあるし、オーストラリアなどでは牛肉についても、量は多くありませんけれども、私どもの肥育基準で肥育してということをやっています。

○清成座長

全体の中の割合ははっきりつかまえておられないですか。

○品川委員

今数値はお持ちできませんので、改めてと思いますが。

○清成座長

いや、ざっとしたところで結構です。

○品川委員

一般スーパーに比べるとそういう商品の割合は少ないというのが現実ではあります。

○清成座長

そうですね。それから、先ほど効率性と収益性ということで表も出てたんですけど、効率性というのは資本の回転率ですよ。回転率は別に効率性と関係ないんじゃないかという感じがするんですね。食品だったら回転率は高くなるし、高額な衣料品なら低くなるだけの話で、効率とは何の関係もないように思うんですね。逆に収益性も、これも売上高利益率ですよ。これも食品なら低いし、衣料品なら高いしというだけの話で、両方掛け合わせたものが利益率ですよ。だからこういうふうに分解してしまうとかえってわかりにくくなるんじゃないかと思うんですけどね。

○品川委員

ここでは回転率の資料を出していただいていますけれども、私どもが競争関係にある地域にある食品スーパーなどと比べて大変問題点が多いのは、むしろ労働生産性が非常に低いと。その問題をどう向上させていくかというのが店舗の効率性という上で第一優先のテーマになっています。労働生産性といいますと、お店の中だけの問題ではなくて、バックヤードの構造がどうなってるかということも非常に大きいわけでありまして、その改善・改革をどうするかというのを店舗事業再建のときに第一テーマに考えているところでございます。

○清成座長

そのほか。小川委員、何か。

○小川委員

今の品川さんの言葉を聞いて、生協は果てしなくスーパーにいつてしまうのかなというふうに思っているんですが、先ほど複数の生協に加入しているというのがあったと思うんですね。この委員会は、生活スタイルに合わせて生活協同組合の法律をどう変えるかという話だと思うんですが、この生協ではこれが魅力だからこれを購入しよう、この生協は福祉を一生懸命やってるから福祉を使うために入ろうとか、あるいは店舗に行かないで、品物は高いけれど安全性がより明確になっているから共同購入でこれをしようと、共同購入